※国の補助を活用する「新築」の補助申請事務フローは下記とは異なります※

大阪市障がい者グループホーム整備費補助事業 フロー図

	法人	大阪市	備考
事前協議【概ね申請2週間前まで】	対象者の入居に際し必要となる整備内容の検討 （改造工事の内容・工期の確認等）	※必要に応じて 補助金制度の概要説明・改造工事内容の相談	□ 対象者の入居に際し必要となる整備の内容について検討しましょう。
	申請書類作成 （賃貸借契約書・見積書の徴取等）	※必要に応じて 申請書類の記載内容や必要書類の確認・相談	□ 当該年度内に整備を完了する必要がありますので、入居予定時期や工期から逆算して申請時期を決めましょう。 □ 申請書等の準備の際にご不明点やご相談等がございましたら、いつでも福祉局障がい支援課（6208-7986）へお問合せください。
	事前協議（来庁日）の日程調整	事前協議（来庁日）の日程調整	□ 申請書の提出にあたっては、事前協議が必要です。原則来庁としていますので、事前に電話により来庁日の予約をおとりください。
	事前協議 （申請書類の提出・申請内容の説明）	申請内容の聞き取り・確認 申請書類等の修正、追加などの調整	□ 事前協議では、グループホームの運営状況、改造工事の内容、法人の運営理念などの確認を行います。 □ 併せて申請書類の内容確認を行いますので、申請する区分に応じて、申請書類一式をご持参ください。
申請【整備開始45日前まで】～交付決定	**申請書（添付資料一式）の提出**	申請書類、内容の審査	□ 大阪市での申請書類、内容の審査に係る標準的な期間は**45日**としています。 申請は、**整備事業開始45日前**までに行ってください。
	交付決定通知書　受領	郵送にて、交付決定通知書　送付	
	【社会福祉法人のみ】 補助事業開始届の提出	補助事業開始届　受領	□ 社会福祉法人に限り、事業開始時に「補助事業開始届」の提出が必要です。
整備事業実施			□ 万が一整備内容に変更が生じた際はすぐに電話にて連絡をお願いします。その後の手続きについてご案内します。
実績報告～補助金額の確定	**実績報告書（添付資料一式）の提出**	整備実績内容の確認	□ 社会福祉法人に限り、事業完了時に「補助事業完了届」の提出が必要です。
	【社会福祉法人のみ】 補助事業完了届も併せて提出		
	額確定通知書受領　／　請求書の作成	郵送にて、額確定通知書の送付 メールにて、請求書（ひな形）の送付	
補助金交付	請求書　提出	支払手続き	□ 本市への請求書提出後、概ね30日以内に支払います。
	補助金受領	補助金交付	